

大学間交流協定校への交換留学を希望する皆さんへ

## 2023年度大学間交流協定校交換留学生の2次募集について（通知）

2023年度に大学間交流協定校への交換留学を希望する学生は、2次募集を行いますので、必要書類を所属部局の教務担当までご提出ください。

### 記

- 協定校への交換留学派遣制度について
  - 留学期間は1年以内で、その期間は卒業に必要な在籍年限に算入される。
  - 留学期間中に修得した単位は、所属学部・研究科の承認を得て、卒業に必要な単位として認定される場合がある。
  - 授業料は富山大学に納入し、留学先の大学の入学検定料、入学金及び授業料は不徴収となる。
- 派遣先大学について  
本学と大学間交流協定を結んでいる大学（別紙を参考とすること。）が対象となる。なお、本募集における留学の開始は、2024年1月～3月までの間とする。留学期間（学期数）は、協定校からの指定により希望通りにならないこともある。
- 応募書類について  
提出物：①2023年度学術交流協定に基づく交換留学申請書  
②2023年度学術交流協定に基づく交換留学計画書  
③大学間交流協定校派遣交換留学生推薦状  
④希望する留学先で必要な語学能力を証明するもの  
①、②については、Wordファイルで提出すること
- 書類提出先  
所属学部、または大学院教務担当
- 提出期限  
2023年7月31日（月）17時必着
- 申請後から交換留学開始までのプロセス  
所属学部および大学院の教務担当者へ応募書類提出。  
↓  
【部局内選考】申請者の所属部局において書類確認・面接選考の実施。  
※日程等は、所属部局教務担当までお尋ねください。  
↓  
部局から候補者を推薦。  
↓  
【学内選考】候補者が派遣可能人数を上回る場合、委員会にて派遣者を決定。  
その後、学生へ結果を通知。（8月下旬）  
↓  
（9月～12月）協定校へ申請手続きを行う。  
↓  
（1月～3月）交換留学開始

### 7. 2次募集について

対象となる留学開始期間	2024年1月～3月 ※トゥンク・アブドゥル・ラーマン大学は2024年5月～10月期の留学も本募集で応募する。 ※チェンマイ大学については2024年5、6月出発の留学となる。
応募受付期間	2023年5月～7月

※一次募集で定員を満たした大学の募集は、本募集では行わない。

### 8. 海外留学保険について

協定校への交換留学にあたっては、大学が指定する保険へ加入することを条件とする。

### 9. 問合せ先

学務部国際課（五福キャンパス共通教育棟B棟1階）

TEL [076-445-6082](tel:076-445-6082) Mail [ryugaku@adm.u-toyama.ac.jp](mailto:ryugaku@adm.u-toyama.ac.jp)

※メールを送る場合は、所属、氏名を記載のうえ、タイトルを「交換留学問合せ」とすること

### 【注意事項】

- 応募を予定している方は、6月末までに学務部国際課に一度相談すること。  
※新規協定校及び過去2年間本学から交換留学の実績がない協定校への留学を希望する場合は、協定先大学へ事前の受入確認が必要な場合があり、修士学生については別の基準が設定されている場合があるため。
- 協定校の一部には、交換留学申請時に留学に必要な資金を保持していることの証明が必要になる場合があります。留学にかかる費用については学務部国際課にご相談の上、事前に各自で確認が必要です。
- 交換留学の授業料は不徴収となりますが、施設利用料や学生システムの登録料等が必要となる場合があります。また、留学開始前の準備コースや付属の語学学校への授業など、一部有料となるプログラムもあります。
- 留学にかかる費用を含めて、留学について家族と十分に話し合い、理解を得ておくこと。
- 留学開始時に派遣大学へ健康診断書や各種予防接種の証明書を提出する必要があります。健康上の問題がある場合は、事前にご相談ください。  
※証明書の発行にかかる費用については学生が負担することとなります。
- 各協定校への派遣人数には制限があり、派遣可能人数を超える場合は学内選抜を行います。派遣可能人数は別紙にてご確認ください。
- ビザの申請、寮の申請、航空券の手配など渡航手続きについては各自で行うこととなります。事前に下調べを行ってください。
- 部局間交流協定校へ留学を希望する場合は、所属部局教務担当にお問い合わせください。
- 派遣が決定した後、派遣先国又は地域の外務省が発出する危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」に指定された場合など、派遣を継続することが危険であると本学が判断した場合には、派遣中止や途中帰国を命じることがあります。
- 派遣校への交換留学申請・承認後に派遣先大学の都合により交換留学生の受入条件（受入機関・期間等）が変更になる可能性があります。
- 協定校から受入が承認されている場合でも、派遣先国のビザが取得できない等、入国に制限がかかる場合があります。派遣国の入国に関する情報については、都度ご自身で情報収集を行ってください。
- 派遣決定後、渡航手続き中または手続き後に派遣不可となった場合、手続きのために支払った費用については、大学側は責任を負いかねます。